

実習教育機関

実習生・関係者 各位

社会福祉法人みなと舎

理事長 飯野雄彦

新型コロナウイルス感染拡大防止対策にかかわる「教育実習等に関する対応指針」

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、実習の受け入れに際し 以下の内容の対応にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、実習生を送り出される教育機関（学校）の関係者に置かれましては、学生への指導を重ねてよろしくお願いいたします。

記

【実習学生の対応について】

- ・実習施設（事業所）の感染症対策を遵守すること。
- ・睡眠、食事等、毎日のご自身の健康管理をしっかりと行うこと。
- ・マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット等の感染予防を徹底すること。
- ・風邪の症状や新型コロナウイルス感染が疑われる症状（発熱、喉の痛み、鼻水や咳、倦怠感、息苦しさ、臭覚・味覚異常等）がある場合は、実習先に行くことを中止すること。その際、速やかに実習施設（事業所）及び学校、実習担当教員に連絡し、実習担当教員の指示を受けること。
- ・実習先で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、実習先の指示に従うとともに、学校及び実習担当教員に連絡し、実習担当教員の指示に従うこと。

【学校及び実習担当教員の対応について】

- ・実習学生と確実に連絡が取れる体制を実習前に構築すること。
- ・実習学生から、新型コロナウイルス感染を疑わせる症状（発熱、喉の痛み、鼻水や咳、倦怠感、息苦しさ、臭覚・味覚異常等）による欠席連絡があった場合、速やかに実習先施設（事業所）の担当者及び実習担当教員に連絡すること。（発症後、症状が現れなくなり24時間以上経過した場合は、実習先に連絡し実習継続の判断をおおぐこと。）

【実習施設（事業所）及び関係学校で感染が確認された場合の対応について】

- ・実習施設（事業所）の職員等から、新型コロナウイルス検査でPCR検査が「陽性」の確定診断が確認された場合は実習施設（事業所）における実習の中止を決定し、該当学生及び実習担当教員に速やかに実習中止の連絡をします。
- ・実習を依頼している学校関係者に、新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合は、速やかに実習先に連絡し、対応について協議すること。

【実習中止等の判断について】

- ・実習中（見学等を含む）に実習学生が新型コロナウイルス感染を疑わせる症状が発症し、新型コロナウイルス検査でPCR検査が「陽性」の確定診断が出たとき。
- ・実習学生が濃厚接触者である可能性があるとき、または濃厚接触者と確定されたときはPCR検査が「陰性」の確定診断が出るまでは、実習を停止します。
- ・新型コロナウイルス感染症について、関係学校及び実習先の状況を踏まえ、実習関連活動を中止することが適当と実習先または関係学校等が判断した場合。

【実習中止等になった場合の対応について】

- ・関係学校の責任において、当該実習生の不利益が生じないよう指導と補充的内容を実施していただく。
- ・当該実習の延期または代替的対応については、改めて実習施設（事業所）と協議の上、決定すること。

以 上

問い合わせ先（平日9時～17時受付）

社会福祉法人みなと舎

ライフゆう担当者：副施設長 番場清美

住 所：横須賀市湘南国際村1-4-6

電 話：046-856-6833

FAX：046-857-6834

ゆう 担 当 者：ゆう施設長 山本修子

住 所：横須賀市芦名2-8-17

電 話：046-855-3911

FAX：046-855-3912